

# 組合会議員選挙を実施します

11月6日(金)

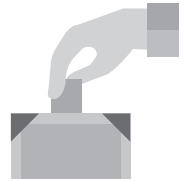
当組合の予算・決算の決定や定款・規則の変更等の重要事項は、議決機関である「組合会」で決定されます。

この組合会は地方公共団体における議会に相当するもので、市町村長の代表者10人と市町村長以外の組合員から選出される代表者10人の合計20人の組合会議員で組織されています。

現在の第29期組合会議員は、本年11月30日をもって任期満了となることから、第30期組合会議員選挙を11月6日(金)に実施します。

組合会議員の任期は、令和2年12月1日から令和4年11月30日までの2年間となり、当組合の重要事項を決定していただくこととなります。

組合員の代表を選ぶ大切な選挙です。選挙の内容については、「いばらき共済」令和2年11月号(No.326)でお知らせします。

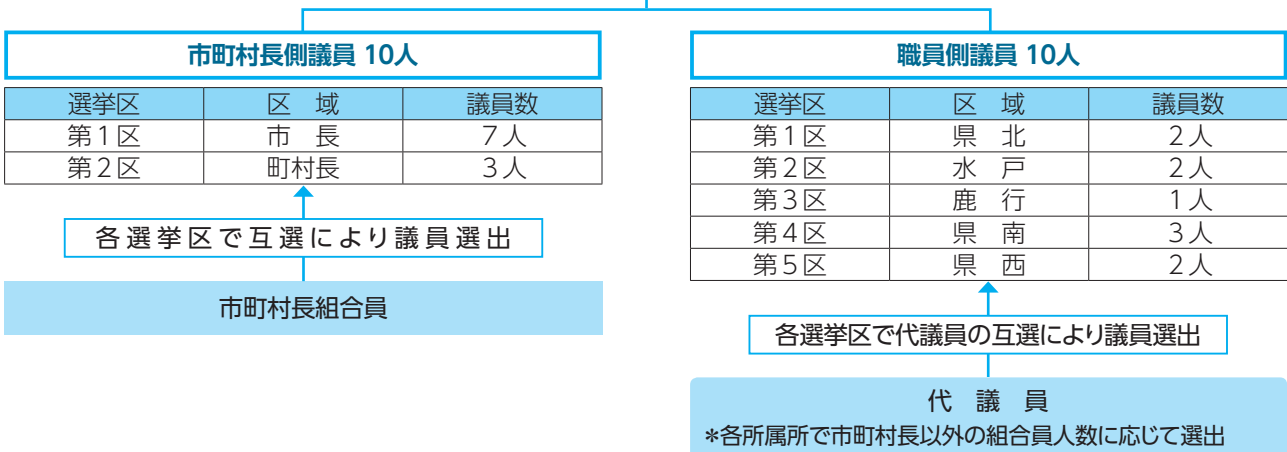


## 茨城県市町村職員共済組合(議決機関)

組合会は、次のような重要事項を審議し議決します。

- 定款の変更
- 事業計画、予算および決算
- 重要な財産の処分および重大な債務の負担

### 議長(理事長)



### 市町村長が選挙する議員の選挙区

選挙区	所属所
第1区	全市
第2区	全町村

### 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選挙区	所属所
第1区	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町、第1区内の一部事務組合
第2区	水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、第2区内の一部事務組合
第3区	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、第3区内の一部事務組合
第4区	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、第4区内の一部事務組合
第5区	結城市、下妻市、筑西市、坂東市、桜川市、古河市、常総市、八千代町、五霞町、境町、第5区内の一部事務組合 等

